

令和7年1月
厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室

1. 目的

輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 適用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 輸入食品の現状等

【令和6年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概況】

- 検査項目の追加など輸入時の検査体制の充実
- モニタリング検査、検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 輸出国における食品衛生に係る規制等の調査を実施
- 個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施
- 海外からの問題発生情報による病原微生物等の輸入時における監視指導の強化を実施

4. 令和7年度における輸入食品監視指導について

【監視指導の実施体制】

食品安全基本法第4条において、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない」とされており、この観点から、輸出国における生産の段階から、輸入、国内流通までの各段階において以下の衛生管理対策の措置を講じる。

- 輸出国における衛生管理対策を推進するため、我が国の食品衛生に関する規制等の情報をホームページに掲載し、周知。輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等の実施。
- 食品衛生法違反等が判明した際には、検査の強化等の措置を講ずるとともに、違反事例を公表。
- 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認める場合には、包括的輸入禁止措置の検討。
- 必要に応じて輸入者の営業の禁止又は停止の検討。
- 輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する検査等により、食品等の規格又は基準への適合性等についての確認。
- 多種多様な輸入食品等の安全性について幅広く監視するため、モニタリング検査の計画的な実施。
- 食品衛生上の危害の発生防止のため、食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査命令の実施。
- 食品等事業者の責務として輸入者の自主的な衛生管理の実施を推進するため、講習会の開催及び輸入前指導の実施。
- 食品衛生法違反が判明した際には、廃棄等について指導するとともに、再発防止の指導を実施。
- 国内流通段階において、食品衛生法違反発見時には、本省、検疫所及び都道府県等は連携を図り、輸入者等による回収等が適確かつ迅速に行われるよう措置を講ずる。

【監視指導の基本的方向】

- これまでの対策を継続して進めるとともに、引き続き、適切な監視指導を徹底するための

体制を整備

- モニタリング検査について、より効果的に実施するため、輸入される食品等に対し幅広く実施するよう努める
- 検査結果等を踏まえ計画的にモニタリング検査を実施し、年度途中の見直し等を検討
- 輸入時検査を中心とした監視体制に加え、二国間協議、現地調査等を通じて、輸出国での生産等の段階における安全性を確保する取組及び輸入者による自主的な衛生管理対策の推進を継続

5. 令和7年度における監視指導の具体的内容

【重点的に実施すべき事項】

- 輸入届出の審査等による食品衛生法への適合性の確認
- モニタリング検査¹の計画的な実施（令和7年度計画：約100,000件）
- モニタリング検査以外の行政検査の実施
- 検査命令²の実施
- 包括的輸入禁止措置³の検討
- 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

- 輸出国の政府担当者等に対する我が国の食品衛生に関する規制等の周知
- 計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の衛生管理対策の推進
- 試験検査技術等の技術協力

【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

- 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知
- 輸入前指導の実施
- 初回輸入時及び継続輸入時における自主検査に係る指導の実施
- 輸入食品等に関する輸入及び販売状況の記録の作成、保存等に係る指導の実施

【食品衛生法違反が判明した場合の対応】

- 廃棄等又は迅速な回収の指示
- 再発防止のための違反原因の調査及び改善結果の報告の指導
- 輸入者に対する営業の禁停止処分の検討
- 違反事例の公表

【関係者相互間の情報及び意見の交換】

- 二国間協議及び現地調査に関する情報の公表
- 輸入食品監視指導計画に基づく監視結果の公表
- リスクコミュニケーションの推進

【その他】

- 検疫所で監視指導等に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する試験検査に係る点検

1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し定めた計画的な検査。

2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けることを命令するもの。検査結果が食品衛生法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置。